

平成30年8月備前市農業委員会総会議事録

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 局 長 あ い さ つ
4. 署 名 委 員
1 番 草加 己良 委員 2 番 亀井 廣満 委員
5. 議 事

○石原会長

それでは、議事に入ります。

議案第15号から議案第18号についてと報告第11号から報告第12号につきまして、皆様のご審議、ご協議よろしくお願いいたします。

それでは、2ページをお開きください。

議案第15号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受け付け番号30-20、藤澤委員、説明願います。

○藤澤委員

9番藤澤が30-20についてご説明します。

土地の所在地、佐山打米田2830番地、登記地目、現況地目ともに田、登記面積2,977㎡。譲受人、備前市佐山●●●●、●●●●。譲渡人、備前市香登西■■■■、■■■■。譲り受け理由は増反、譲り渡し理由は労力不足。譲受人の耕作面積は9,638㎡。家族数は6人です。

譲渡人の■■■■さんは相続によりこの土地を所有しましたが、地区外に住んでおり、また農業経験もないことから相続時より●●●●さんに耕作を任せておりましたが、このたび双方で売買の話がついたとのことであります。

場所は地図の1ページをごらんください。東鶴山公民館の前を県道39号線が走つとる。その下、南側に団子池という池がありますが、ため池があります。この池の左、地図で南北に農道が通ってると思いますが、この道路の印がついとると思うんですが、この示された土地であります。よろしくご審議お願いいたします。

それと、これ調査書のことで文句言うんじゃないんですけど、一番下のほうでこれまで譲渡人が栽培を行っていたとなってるんですが、さっきも言いましたようにもう数十年、相続したときから●●●●さんがつくって栽培しておられました。

以上です。よろしく願います。

○石原会長

それでは、調査書のほうを事務局お願いいたします。

○事務局

議案第15号、受け付け番号20番、所有権移転でございます。

譲受人は●●●●、譲渡人が■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

それでは、説明をいただきましたので、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

藤澤委員、じゃあ●●●●さんを僕も存じ上げてるんですけども、結構年齢が■■■■
■さんよりも年配で、これから入手なさって。

○藤澤委員

次男が共同経営みたいなことに、やっとなるんです。

○石原会長

じゃあ、後継者というか、いらっしゃるんですね。

○藤澤委員

久保門前営農集団の代表者もこの方がなさってまして、農機具も大型機械なんかも大分
持っておりますので。

○石原会長

そのほかありませんか、何か。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃ、ないようですので、ご判断願います。

農業委員さんにお聞きします。

30-20につきまして許可相当とする方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。わかりました。許可といたします。

続きまして、30-21、担当委員さん、西角委員、説明願います。

○西角委員

それでは、5番が30-21について説明いたします。

土地の所在地、三石金山下3798、登記地目、田、現況地目も田、登記面積76㎡。譲受
人、●●●●、三石●●●●、年齢は72歳です。譲渡人、三石■■■■、■■■■、
89歳。譲り受け理由、増反による、譲り渡し理由、労力不足。譲受人、耕作面積
5,193㎡。家族数は3人です。

これについて説明させていただきます。

■■■■さん、譲渡人ですけども、89歳という高齢です。この方もほかにも田んぼが
あるんですけども、何せ89歳という高齢ですのでちょっとでも減したいという希望があ
るそうです。ほんで●●●●さんはまだ72歳で農業をやっておられます。それでこの田ん
ぼがちょうど、譲り渡す田んぼが●●●●さんの田んぼの隣ということなんで、何とかつ
くってもらえんじやろうかなというような話で、それじゃ●●●●さんが譲り受けてつく
りましょうという話になったそうです。つくるものはこれから野菜をつくりたいというよ
うな希望がありました。それで前回も申しましたように、この地区は非常に山の中山間地
でして、イノシシとか鹿とか、そういうのが頻繁に出て、いわゆる被害を受けるので米に
ついてはつくらないと、野菜をつくりたいというような話でした。私も見に行ったところ
が、この76㎡、小さいですけども、そこにメッシュでもう全部囲ってこの譲渡人の人が

もうきれいに草一本も生えてないような、きれいに管理をされておりました。これだけ管理されていたら、あとつくるのもつくりがいがあるなというような印象を私は持ちました。こういうことで説明は終わりますけれども、皆様のご審議をよろしく願いたします。

○石原会長

それでは事務局、調査書の説明をしてください。

○事務局

議案第15号、受け付け番号21番、所有権移転でございます。

譲受人が●●●●、譲渡人が■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○西角委員

済みません、その前にちょっと。この現地を説明するのをうっかりしておりました。

この三石地区の五石地区というのは、三石支所から約500mぐらい赤穂寄りに寄ったところ、左側にぐっと入っていったところなんです。左側に入っていくと、ここの現地までは約五、六百mあるんじゃないかと思われま。その地区でして、この地区は私もここの農業委員で、たびたびこの地区で譲渡関係があったので説明させていただいておるんですが、その地区でございますので、よろしく願いたします。

○石原会長

それでは、説明いただきましたので、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

特にないようですので、ご判断願います、農業委員さん。

許可相当とする方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。わかりました。許可といたします。

30-22に参ります。

杉山委員、説明願います。

○杉山委員

それでは、17番の杉山が30-22についてご説明いたします。

土地の所在地は吉永町吉永中寛徳北156-1、地目は登記、現況とも畑です。面積は273㎡。もう一筆は、吉永町吉永中宿道北157-8、地目は登記、現況とも畑です。面積は175㎡です。譲受人は、吉永町岩崎●●●●、●●●●、43歳。譲渡人は、岡山市南区福富東■■■■、■■■■、92歳。譲り受け理由は増反によるものです。譲り渡し理由は耕作不便ということになっております。譲受人の耕作面積は1,959㎡です。この土地と合わせますと2,000㎡の下限面積は超えることとなります。耕作者数は4人です。

図面の3ページをお開きください。申請地は吉永小学校より山陽本線道の東へ約200mのところにあります。申請地の南側、隣接して安東という家がありますが、これが■■■■さんの住居でありましたが、ずっとここで生活はしておられましたが、高齢のために現在息子のところの岡山市のほうに今居住しております。この家とともに畑も買うということに聞いております。

以上でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、調査書のほうを事務局、説明願います。

○事務局

議案第15号、受け付け番号22番、所有権移転でございます。

譲受人が●●●●、譲渡人が■■■■でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項に該当しないため、許可案件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○石原会長

じゃあ、説明頂戴いたしましたので、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

○委員

先ほど説明があったんですが、この家についてこの畑も買うわけですね。

○杉山委員

そうです。そのように聞いております。

○委員

わかりました。

○石原会長

これはちなみにこの■■■■さんのはあれには対象になってはないんですか、空き家のほうには、情報のほう、空き家バンクのほうには。

○杉山委員

●●●●さんは広島県から移住してこられて。それで、今のこの岩崎は仮住宅です。それで●●●●さんはまだ若いんですけど、周辺の、この1,900㎡以外にもいろんなものを、田を借りて、契約はしていませんけれど、たくさんつくっておられます。

○石原会長

そうですね。●●●●さん、利用権設定のところで出てるのが1,152㎡。耕作面積が1,959になつるということは、ほかにつくつとんがあるということですよ。杉山さん。今回出ている利用権設定が1,152㎡が上がってる。●●●●君は森安委員も講座に行ったけど、有機農法の仕掛けをやってますよね、杉山さん、知ってます。

○杉山委員

いいえ。畑ではいろいろと話はするんですけど、どういう関係で来られたのかというのは全然わかりません。

○石原会長

備前市のふるさと事業っていう、ふるさと納税を原資とした補助事業があります。それで多分上がったと思うんですよ。その有機農法の講座を設けるというんで、私も●●●●君よう知っとりますんで。▲▲▲▲さんっていう有名な有機の先生がいらっしやって、森安委員も多分受講に1回ぐらい行ったと思うんですけれど。何かほかにはありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃ、ないようですので、農業委員さんにご判断願います。
30-22につきまして許可相当とする委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。わかりました。許可といたします。
続きまして、3ページに参ります。
議案第16号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につきまして、受け付け番号30-5、三浦委員、説明願います。

○三浦委員

それでは、8番が議案第16号、番号30-5についてご説明いたします。
土地の所在地、香登西字上之段446-1、登記地目、現況地目いずれも田で、面積は119㎡であります。申請人は、岡山市北区庭瀬●●●●、●●●●、87歳、無職。申請の理由は、住宅への進入路であります。隣地への被害はありません。危険もございません。正子さんは岡山市在住で、備前市へ帰ることもなく、申請地の管理もできなく、住宅への進入路として売り渡すものであります。
申請地の位置でございますが、添付図の4ページをごらんください。ここに載っておりますが、JR赤穂線香登駅から北方向、直線距離にしておおむね500mに位置します。旧NTN社宅の南に当たるんですが、距離にして200mに位置します。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○石原会長

それでは、補足説明願います。

○事務局

議案第16号、受け付け番号5番でございます。
まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど三浦委員からご説明のあったとおり、宅地と隣接農地への進入路ということでありますので目的についても適当であると考えます。
続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったこともなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等がないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は住宅と隣接農地への進入路のための必要最小限の面積であり適切と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって支障を及ぼすおそれはないと考

えます。

以上であります。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○石原会長

30-5につきまして、皆様方からご意見、ご質問頂戴します。

次の30-18とリンクしとんですね、これは。

特にご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ないようですので、ご判断願ひます。

30-5につきまして許可相当とする委員さん、挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員です。ありがとうございます。許可といたします。

次に、30-6に参ります。

杉山委員、説明願ひます。

○杉山委員

それでは、17番の杉山が30-6についてご説明いたします。

土地の所在地は吉永町三股高田町345-1、地目は登記、現況とも田です。面積は679㎡です。申請人は、吉永町吉永中●●●●●、●●●●●、40歳。転用の目的は、自己住宅の建築です。居宅が1棟、95.03㎡、倉庫が1棟、63.67㎡、駐車場2棟、30㎡です。農地の区分は2種農地でございます。

図面の5ページをお開きください。申請地は吉永支所が図面の右にありますが、そこより約200mほど南西に行ったところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○石原会長

それでは、調査書のほうを事務局、補足説明願ひます。

○事務局

議案第16号、受け付け番号6番でございます。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので第2種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど杉山委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅、倉庫、駐車場ということありますので目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったこともなく、必要な資金については借入金で賄う計画でありますので適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、農地基本台帳を確認しても小作人等がいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は自己住宅、倉庫、駐車場のため、必要最小限の面積であり、適正と考えます。また、周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはな

いと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

30-6につきまして、ご質問、ご意見頂戴いたします。
特にございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

ございませんというご意見が上がっておりますので、ご判断をしていただきます。
30-6につきまして許可相当とする農業委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。全員ですね。それでは、許可といたします。
4ページ、今度は参ります。

議案第17号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、
受け付け番号30-18、三浦委員、説明願います。

○三浦委員

それでは、8番が議案第17号、番号30-18についてご説明いたします。

土地の所在、香登西字上之段446-3番地、登記地目、現況も田の298㎡であります。譲
受人、備前市大内●●●●、●●●●、会社員、34歳。譲渡人、先ほど4条のところでご
説明いたしました■●●■さんであります。進入路に接している地番であります。

譲受人、●●●●さんは現在賃貸住宅に住んでおられますが、子供も大きくなり手狭に
なったため、このほど申請地を譲り受け、住宅を新築したいというものであります。な
お、西側隣地では擁壁を設け、土砂等流出しないように留意し、住宅の生活用水等の排水
であります。雨水は側溝へ、生活污水は公共下水道へ接続いたします。

申請地の位置であります。添付図の4ページをごらんください。先ほどの4条と同じ
位置の北側に接しているところであります。

以上、簡単であります。説明を終わります。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろ
しく願いいたします。

○石原会長

それでは、補足説明を事務局から願います。

○事務局

議案第17号、受け付け番号18番でございます。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地で
ありますので第3種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど三浦委員か
らご説明のあったとおり、申請人の居宅と車庫ということでございますので目的につい
ても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことは
なく、必要な資金につきましては借入金で賄う計画でありますので適当であると考えま
す。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。農地基本台帳を確認しても小作人等
はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は居宅と車庫

のための必要最小限の面積であり、適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石原会長

30-18につきまして説明いただきましたので、ご質問、ご意見頂戴いたします。

○櫻本委員

先ほどの4条の進入路ということで申請があったんですが、進入路は■■■■さんの名前で残すということですか。

○三浦委員

いえ、進入路も●●●●さんのものになると思います。よろしいでしょうか。

○石原会長

そこを事務局。

○事務局

済みません。ちょうどこの申請を私が受けたんですけど、進入路というのが西隣の農地をお持ちの方のための進入路ということで、全ての土地を購入してしまうとちょうど、地図の6ページをごらんいただけたらと思うんですけど、西隣の農地に進入路がなくなるとことで4条でこの隣の農地への進入路を確保して、それは浅野さんに転売、転用することなく■■■■さん名義で残して、西隣の農地への進入路ということで■■■■さんが所有する考えでございます。そして、残りの北側の土地を●●●●さんに転用ということのようにお聞きしております。

以上でございます。

○石原会長

よろしいですか、櫻本委員さん。

○三浦委員

どうも済みません。そこまで認識してなかったもんですから。ちなみにこの西隣の土地というのも■■■■さんの遠縁というか、身内の方が持っておられる土地であります。

○石原会長

いいですか。

○櫻本委員

まあ、はい。

○石原会長

では、そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

どうもないようです。ではないようです。ご判断していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

そのようにいたします。30-18につきまして農業委員さんのご判断を仰ぎます。
許可相当の委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。挙手全員で許可ということになります。
30-19に参ります。
弓場委員、説明願います。

○弓場委員

それでは、19番が議案第17号、番号30-19についてご説明いたします。

土地の所在地、香登本字松ヶ鼻340-1、登記地目、田、現況地目、田ですが、これも
う雑種地みたいな形になっております。登記面積62㎡。譲受人、三石●●●●、●●●●
●、44歳、会社員。譲渡人、岡山市北区国体町■■■■■、■■■■■ほか1名。転用目的は
露天駐車場、施設の概要は駐車場62㎡。農業区分、第2種。

まず地図のほうをごらんいただきたいと思います。7ページ。ここが340-1なんです
が、その南側の建物、これが●●●●さんが購入する予定になっております。それについ
て、その北側の土地が残ってしまいますので一緒に処分をするという話で合意が成立いた
しております。場所は県道牛窓香登線の香登東交差点から南約100mのところにございま
す。譲受人の●●●●さんは現在三石に住まわれておりますが、勤めの関係が香登にあり
ますので、今の建物の所有はお母さんがもともとおられたところなんです、そのお母さ
んは現在岡山の介護施設のほうに行っておられまして空き家になっておりますので、今回
こういう話が双方で成立したというものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお
願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局、補足説明願います。

○事務局

議案第17号、受け付け番号19番。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農
地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断いたします。転
用目的につきましては、先ほど弓場委員からご説明のあったとおり、申請人の駐車場とい
うことでありますので目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことも
はなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので、適当であると考えま
す。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、農地基本台帳を確認しても小作人等
はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は駐車場のた
めの必要最小限の面積であり適正であると考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有
無でございしますが、今回の転用によって支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それじゃ、30-19について、ご質問、ご意見頂戴いたします。

弓場委員さん、この●●●●さんのお母様は借りてらっしゃったということ、ここには。

○弓場委員

いや、説明不足で申しわけありませんが、持ち主のほうのお母さんです。■■■■さんのお母さんです。

○石原会長

■■■■さんのお母さんですか。なるほど。

○弓場委員

がおられたんですけども、ご主人さんは亡くなられて、もうお母さんが生活しておったんですが、数年前から介護施設に入居しています。空き家になっておりました。そういうことでここを●●●●さんが買うと。●●●●さんも自身が香登で勤務しておりますので、通勤便利もよいということで合意したということでございます。

○石原会長

わかりました。ありがとうございます。
何かほかにありますか。

○委員

この家は空き家バンクに入っていた？。

○石原会長

バンクにこれは入ってました？どうでした。対象外。

○事務局

入ってないと把握しております。

○石原会長

そのほか何かありますか。

(「なし」の声あり)

○石原会長

じゃあ、ないようですので、ご判断願います。

農業委員さんにお尋ねします。

30-19について許可相当の委員さん、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。ありがとうございます。許可といたします。

30-20に参ります。

藤森委員、説明願います。

○藤森委員

22番藤森が30-20について説明させていただきます。

土地の所在地は麻宇那551-1、登記地目、田、現状、田、登記面積353㎡です。譲受人、麻宇那●●●●、●●●●、42歳。譲渡人、麻宇那■■■■、■■■■さん、81歳。ということで、この方は●●●●君が露天駐車場ということで申請を出しておるようです。この方、自営業をやってまして、従業員の方が乗用車をとめるのに利用したいということです。

地図を見ていただけましたらわかるんですが、8ページです。赤印がしとところが551-1ということで新幹線のすぐ南側、県道が下から蕃山友延線、友延、蕃山へと通っているところをごさいますて、●●●●君の現場がこの道を挟んで、県道を挟んで右手です。南東側にあるということで従業員の方がここに車をとめて、それから現場というんですか、仕事場のほうに行くのにということで露天駐車場ということで申請が出されております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局、補足説明願います。

○事務局

議案第17号、受け付け番号20番でございます。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断いたします。転用目的につきましては、先ほど藤森委員からご説明のあったとおり、申請人の駐車場ということでありますので、目的についても適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったこともなく、必要な資金については自己資金で賄う計画でありますので適当であると考えます。

次に、転用行為の妨げとなる小作の関係でございますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等がいなため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は事業用の駐車場のため、必要最小限の面積であり適正と考えます。

次に、周辺農地への営農条件の支障の有無でございますが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

それでは、皆様方からご質問、ご意見頂戴いたします。

○草加委員

図面によりますと130立米を埋め立てるとなっとなんですけど、高さはどれぐらいな感じなのか。道路からのその辺の様子を聞かせてください。

○石原会長

藤森委員、かさ上げのどのぐらい上がるのかということです。

○藤森委員

8ページの地図のほうがわかりやすいかなと思うんですが、この地図上で県道から左に購入土地の手前に市道ですか、約3mぐらいの細い道が入っておりまして、要は田んぼが道と同じ高さのところもあるし、低いところもある、高いところもあるというような、ちょっと複雑なところがありまして。道から控えるんですが、高さ的には高いところと低いところというのをある程度ならしながら、そんなに高くは上げないと。左側の土地がまだ

田んぼということで1枚残ってまして、前後は宅地、家が建ってます。県道から高さが1mぐらい下というんですか、下に下がってまして、ですから恐らく五、六十センチ。実はこの方は建材ということで土とか砂利を扱ってまして、自分でそれを見ながら調整していくと。周りの、この農地の後ろ側にも用水がありまして下に田んぼがあるので、それもあるのでそれを加味しながら迷惑をかけないようにやるということで聞いてみます。

○石原会長

草加委員、いかがですか。

○草加委員

済みません、ありがとうございます。だから、メインの入り口はこちらの細いほうの道路から入るといことでよろしいんですね、進入道路としてはね。それでなぜそう思いましたかというたら、隣地から1m離しますなんてなことを書いてありますから、それじゃのり面でかさ上げが大きくなるのかなというように思ったものですからお尋ねしました。50センチか60センチぐらいの高さだろうということなんですね。

○藤森委員

済みません。ここはちょっとというたらおかしいですけど、何十年か前の大谷川が決壊したときに水没してますんで、このあたりの家も全体的にかさ上げされているんですよ。この購入予定の後ろ側の家は県道より高く、1m以上高く上がってるんですが、前の家はほとんど道とすれすれというような状況なので、そんなにむちゃくちゃ上げると、今度はこの細い道から入るのにかなり傾斜がつくということになれば、中の場所が余計に狭うなるといことなんで、そんなに高くは上げないようにするということ。それで、その隣地から間が、幅を控えとるといのはよそに迷惑をかけないようにするということのようです。

○草加委員

ありがとうございました。

○石原会長

これ表面は仕上げはもう土だけですか。

○藤森委員

土だけと聞いてます、今のところ。

○石原会長

クラッシャーとか何か置くとかというんじゃないかと。

○藤森委員

クラッシャーというんですか、恐らく砕石とか。

○石原会長

砕石は置く。

○藤森委員

自分とかがそういうものを扱ってますから。その作業も自分が暇なときという形でやるんで。工期もいつまでかかるやらわからんよと。恐らく、じゃからやりながら乗用車をとめさすような格好に向かうんじゃないかなと思ってます。

○亀井委員

551-3というのがここに細長う残るんじゃないけど、これは水路があるんか、その辺がようわからんですけど。水が流れとるということになっとんでしょけど。

○石原会長

12ページの図ですよ。

○藤森委員

裏側に用水路があるんです。もともと田んぼですから水が入っていたものがそのまま残ってるんだと思います。

○石原会長

亀井さんが言よんのは県道に面した水路のことを言われよん。

○亀井委員

水路のほうで、551-3のところは水路になっとんか、その辺がようわからんので。

○藤森委員

用水路があって、その横に恐らく昔じゃから土でかさ上げしとった分じゃないですか。今見ると、そういうものはなかった。僕現状見た限りではなかったと思うんですが。

○石原会長

事務局、何か。

○亀井委員

この551-3という土地は何ぼかあるわけ。

○事務局

当然、551-3は違う名義で残ってると思うんですけど、現状は恐らくすぐ隣が水路でございまして、ほぼ見分けがつかないというか一体となっていると思われまして。

○亀井委員

水路。

○事務局

水路はすぐ隣にあります。

○石原会長

551-3は別、この細い。

○亀井委員

551-3というのは誰か土地があるん。

○事務局

こういう地番がついてますんで、土地として名義人がいると思います。

○亀井委員

それを埋め立ててもええんかな。残るん。

○事務局

非常に細いんですけど、そこは当然違う土地でございますので残すようになります。

○亀井委員

わかりました。

○石原会長

だから、そっちから入りにくいということやね。

○亀井委員

わしゃ、これおかしいなと思うて。

○石原会長

もうありませんか。ありませんね。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃ、30-20についてご判断願います。
農業委員さん、許可相当の委員さん、挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。ありがとうございます。

5ページ参ります。

議案第18号農用地利用集積計画を定めることについて、市長から諮問を受けております。

6ページに利用権設定のその詳細が出ております。何かお気づきのことございましたら、おっしゃっていただければと思います。

○草加委員

例えば、30-52のところなんかの新規更新の別のところで再設定というのがあるんですけど、この辺のところをお聞かせください。

○事務局

更新という場合は、同じ人に引き続き利用権を設定する場合に使用しております。再設定というのが、前回と違う人に利用権設定をした場合に使わせていただいております。

○草加委員

わかりました。

○石原会長

言葉の概念ですね。更新は従前と同じ人が引き続きやるということですね。

○事務局

再設定が変わって、更新が同じ人ということです。

○石原会長

大平さん、▲▲▲▲君ぎょうさんまたこれ借りられますけれど、借りられとるんですよ。借りられるんだ、これ再設定だから。ニンニク。

○大平委員

むちゃくちゃするんじゃ。ニンニクの。黒ニンニクにする。そこへ持っていくから、何ぼでもつくらにやいけんというては言ようります。ただ、連作がきかんから、それでそういう関係で回していくんじゃねえかと思うて。

○石原会長

振りがついたんじゃねえん、勢いが。

○大平委員

大変ですよ。

○石原会長

あとお気づきのことありませんね。

(「なし」の声あり)

○石原会長

それじゃ、わかりました。

ご承認いただけますでしょうか。

いや、挙手は要りません。ご承認いただける方は言葉でイエスでいいですからお願いいたします。

ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石原会長

次に参ります。

7ページ、報告第11号農地法第3条の3の規定による届出について、7ページ、それから8ページにわたって出ております。相続の関係であります。

三木さん、畠田の案件が2つありますけど、あっせん希望なしですけど、これどういふふうな運用になっとんのですかね。もう誰かつくられてるん。

○三木委員

つくられてます。●●●●さんがつくられてます。

○石原会長

わかりました。じゃあそういうことでお含みおきください。報告です。

次に、9ページはこれも報告事項で、報告第12号農地法第18条の規定による合意解約通知が出ております。

先ほどのこれ▲▲▲▲君のやつですよ。▲▲▲▲君の利用権設定が出ることによって■●●●さんがつくってらっしゃったのが▲▲▲▲君に行くので、先ほどの言葉の概念がここで生きてきまして再設定というんが■●●●さん、これで整合性がとれてます。ということであります。

以上をもちましてきょうの審議は終了いたします。

どうもご協力ありがとうございます。

- 6. 閉 会
- 7. そ の 他

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員	備前市農業委員会委員	1 番	草加 己良	委員
	備前市農業委員会委員	2 番	亀井 廣満	委員